

平成30年2月9日

政府調達に関する協定の基準額の改正について

政府調達に関する協定の基準額が改正され、平成30年度及び31年度に締結する調達契約について、下記の基準額を適用することとなりました。

記

- 1 WTO協定の適用基準額は、次のとおりです。

区 分	平成30・31年度	(参考) 平成28・29年度
物品等の調達契約	3,000万円	3,300万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	22億9,000万円	24億7,000万円
特定役務のうち建築のためのサービス, エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億2,000万円	2億4,000万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	3,000万円	3,300万円

- 2 平成30・31年度の適用基準額は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に締結される調達契約について適用されます。
- 3 予定価格（税込）が上記の適用基準額以上になる調達について、WTO協定の適用を受けることとなります。